

静岡県告示第308号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月7日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
手石湊線	賀茂郡南伊豆町湊字大原条1234番の2地内	令和2年4月7日

=====

静岡県告示第309号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月7日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大坂富士宮線	富士宮市大岩字出水1552番の14から 富士宮市大岩字出水1552番の13まで	令和2年4月7日